○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十三号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
　第一節　運賃（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
　第三節　荷作り（第十八条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
　第七節　運賃、料金等（第三十二条―第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条―第四十六条）
第九節　運送契約の終了等（第四十七条―第五十条）
第三章　積込み又は取卸し等（第五十一条―第五十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

第二条　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

2　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

3　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第三条　当店の運送については、この約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は当店の定める運送契約（以下「運送契約」という。）の内容に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第四条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の履歴）

第五条　当店は、運送の申込みを受けた際に、貨物の運送を行うために作成した書類（電磁的記録を含む。）を、運送を引き受けた日から一年間保存します。

（引受拒絶貨物）

第六条　当店は、次の各号のいずれかに該当する貨物については、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　発送荷主が運送契約において荷送人又は荷受人の指定する者から運賃、料金等（以下「運賃等」という。）を収受しない貨物

二　荷送人又は荷受人が運送契約において当店の指定する者から運賃等を収受しない貨物

三　法令又は公序良俗に反する貨物

四　危険品（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に規定する危険物をいう。）

五　動物、植物、美術品その他の特殊品

六　前各号に掲げるもののほか、運送に適しない貨物

（運送の申込み）

第七条　当店は、貨物の運送を申し込む者（以下「申込者」という。）に、次の事項を記載した運送申込書の提出を求めます。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

五　容積又は貨物の大きさ

六　荷造りの種類

七　運賃、料金等の支払方法

八　荷受人による貨物の引渡しの指定がある場合は、その旨

九　引渡しの日時又は期間の指定がある場合は、その日時又は期間

十　荷受人の住所又は居所の変更があった場合の連絡先

十一　運送の対価以外に荷送人が支払うべき金額があるときは、その金額

十二　運送の対価以外に荷受人が支払うべき金額があるときは、その金額

十三　その他必要な事項

2　申込者は、前項の運送申込書に記載すべき事項のうち、運賃、料金等の計算に関係のないものについては、当店の承諾を得て、同項の運送申込書に記載しないことができます。

3　当店は、第一項の運送申込書に記載すべき事項のうち、運賃、料金等の計算に関係のないものについては、申込者の承諾を得て、同項の運送申込書に記載しないことができます。

4　当店は、第一項の運送申込書に記載すべき事項のうち、運賃、料金等の計算に関係のないものについては、申込者の承諾を得て、同項の運送申込書に記載しないことができます。

（運送の申込み）

第八条　荷送人は、前条第一項の運送申込書を当店に提出して、運送の申込みをします。

2　当店は、前項の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

3　当店は、前項の場合において、その貨物の種類及び性質につき申込者の通知したことと異なるときは、これを理由として、法令又は運送契約の定めるところにより、その運送を拒絶することがあります。

（運送の申込みの変更）

第九条　荷送人は、前条第一項の運送申込書に記載した事項を変更しようとするときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

2　当店は、前項の通知があったときは、その変更が運送の実施に影響を及ぼすおそれがあるときを除き、これを承諾します。

（運送の申込みの撤回）

第十条　荷送人は、当店が運送の引受けをするまでの間、運送の申込みを撤回することができます。

2　当店は、前項の規定により運送の申込みが撤回されたときは、既に収受した運賃等を荷送人に返還します。

（運送の引受け）

第十一条　当店は、運送の申込みがあったときは、運送の引受けをします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、運送の引受けをしないことがあります。

一　荷送人が運賃等の支払を拒んだとき。

二　荷送人が第六条第一項の規定により貨物の運送を拒絶されたとき。

三　荷送人が運送契約に違反したとき。

四　前三号に掲げるもののほか、運送の引受けをすることが適当でないとき。

（荷造り）

第十二条　荷送人は、貨物の荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、荷造りをすることを荷送人に求めることがあります。

3　当店は、前項の荷造りが十分でないときは、荷造りをすることを荷送人に求めることがあります。

（荷造りの義務）

第十三条　荷送人は、貨物の荷造りについて、運送に通常必要とされる荷造りをしなければなりません。

（荷造りの義務）

第十四条　荷送人は、貨物の荷造りについて、運送に通常必要とされる荷造りをしなければなりません。

（危険品の通知義務）

第十五条　荷送人は、危険品を運送しようとするときは、あらかじめ、その旨を当店に通知しなければなりません。

（危険品の通知義務）

第十六条　荷送人は、危険品を運送しようとするときは、あらかじめ、その旨を当店に通知しなければなりません。

（危険品の取扱い）

第十七条　当店は、危険品について、荷送人から前条の通知がないとき、又は通知された事項が事実と異なるときは、その危険品の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、危険品について、荷送人から前条の通知がないとき、又は通知された事項が事実と異なるときは、その危険品の運送を拒絶することがあります。

3　当店は、危険品について、荷送人から前条の通知がないとき、又は通知された事項が事実と異なるときは、その危険品の運送を拒絶することがあります。

第二節　運賃、料金等

（運賃）

第三条　運賃（燃料チャージを含む。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　前項の運賃、料金については、書面その他当店が定める方法により、荷送人又は荷受人に対し、説明します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料チャージを収受します。

（料金）

第四条　当店は、前条の運賃のほか、次の料金を収受します。

一　荷造り、荷解き、特殊な作業又は時間指定等の附帯業務を行ったときは、その料金

二　貨物の保管をしたときは、その料金

三　貨物の運送のために特別な車両を使用したときは、その料金

四　貨物の運送のために運送経路の特別な調査をしたときは、その料金

五　貨物の運送のために通行料金を支払ったときは、その料金

六　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

七　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

八　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

九　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

十　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

十一　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

十二　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

十三　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

十四　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

十五　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

十六　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したときは、その料金

2　前項の料金は、次の各号のいずれかに該当するときは、当店が別に定める料金表によります。

一　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したとき。

二　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したとき。

三　荷送人又は荷受人の都合により貨物の運送を中止したとき。

（運賃、料金等の収受方法）

第五条　運賃、料金等は、荷送人又は荷受人から収受します。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人の指定する者から運賃等を収受することがあります。

3　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第四十九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第五十九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第六十九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第七十九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第八十九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第九十九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百三条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百四条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百五条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百六条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百七条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百八条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百九条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百十条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第百十二条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

2　当店は、荷送人又は荷受人から運賃等を収受しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運賃、料金等の収受方法

標準引越運送約款

（平成二年運輸省告示第五百七十七号）
最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十三号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　見積り（第三条）
第三章　運送の引受け（第四条・第五条）
第四章　荷物の受取（第六条・第八条）
第五章　荷物の引渡し（第九条・第十二条）
第六章　指図（第十三条・第十四条）
第七章　責故（第十五条・第十七条）
第八章　運賃等（第十八条・第二十一条）
第九章　責任（第二十二条・第二十九条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であって、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（受付日時）

第二条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二章　見積り

（見積り）

第三条　当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。

2　見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

一　申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
三　荷物の受取日時及び引渡日
四　発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
五　運賃等の合計額、内訳及び支払方法
六　解約手数料の額
七　当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
八　荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
九　その他見積りに関し必要な事項

3　前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

4　見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。

5　当店は、見積りの際に内金、手付金等（前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。）を請求しません。

6　当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

7　当店は、見積書に記載した荷物の受取日時に荷物を受け取ります。

第三章　運送の引受け

（引受拒絶）

第四条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一　運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
二　運送に適する設備がないとき。
三　運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
四　運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

2　荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一　現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人において携帯することのできる貴重品
二　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
三　動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
四　申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの

（連絡運輸又は利用運送）

第五条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第四章　荷物の受取

（荷物の受取を行う日時）

第六条　当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

（荷　造　り）

第七条　荷送人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

3　前二項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

（荷物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品（第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）、壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。）、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。

2　当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

3　当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したところと異ならないときは、このために生じた損害を賠償します。

4　第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

第五章　荷物の引渡し

（荷物の引渡しを行う日）

第九条　当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（荷受人が不在の場合の措置）

第十条　荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わって荷物を受け取る者（以下「代理受取人」という。）の氏名及び連絡先の申告を求めます。

2　荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

（引渡しができない場合の措置）

第十一条　当店は、荷受人又は代理受取人（以下「荷受人等」という。）を確知することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めます。

2　前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

（引渡しができない荷物の処分）

第十二条　当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。

2　前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　第一項の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

4　当店は、第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

第六章　指図

（指　図）

第十三条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

（指図に応じない場合）

第十四条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第七章　事故

（事故の際の措置）

第十五条　当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3　当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他適切な処分をします。

4　当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

5　第二項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

6　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

7　当店は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（危険品等の処分）

第十六条　当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2　前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第十七条　当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（滅失のときは見積書に記載した引渡日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

第八章　運賃等

（運賃及び料金）

第十八条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

3　当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

（運賃等の収受）

第十九条　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
三　運賃等の合計額及びその内訳（運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。）
四　当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号
五　その他運送に関し必要な事項

3　前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。

4　前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなった場合の修正については、次の各号に基づき行います。

一　実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等（以下「見積運賃等」という。）の合計額より少ない場合　実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

二　実際に要する運賃等の合計額が見積運賃等の合計額を超える場合　荷送人の責任による事由により見積運賃等の算出の基礎に変化が生じたときに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

5　当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合については、第二項から前項までの規定を準用します。

（事故等と運賃、料金）

第二十条　当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受し、並びに当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等に影響を及ぼすときは、第十五条第二項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

2　当店は、第十五条第二項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

3　当店は、荷物の一部の滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を収受します。

4　当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5　第一項、第二項及び第四項の場合において、当店が既にその荷物について運賃等の全部又は一部を収受している場合には、第一項、第二項又は第四項の規定により当店が収受することとしている金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。

（解約手数料又は延期手数料等）

第二十一条　当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2　前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

一　見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等（料金にあっては、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。）の二十パーセント以内

二　見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等の三十パーセント以内

三　見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等の五十パーセント以内

3　解約の原因が荷送人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既に実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用（見積書に明記したものに限る。）を収受します。

4　第一項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

第九章　責任

（責任と挙証等）

第二十二条　当店は、荷物の受取（荷造りを含む。）から引渡し（開梱を含む。）までの間にその荷物その他のものが滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、開梱、受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（免　責）

第二十三条　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷物の欠陥、自然の消耗
二　荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
八　荷送人又は荷受人等の故意又は過失

（引受制限荷物等に関する特則）

第二十四条　第四条第二項各号に掲げる荷物については、当店がその旨を知って引き受けた場合に限り、当店は、当該荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2　貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物（第四条第二項各号に掲げるものを除く。）については、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存在を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた当該荷物の滅失若しくは損傷又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、損傷若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第二十五条　荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2　前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

3　荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から三月以内に、荷送人が、第一項の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償の額）

第二十六条　当店は、荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

2　当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

一　見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき　受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

二　見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかったとき　引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3　前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

（除斥期間）

第二十七条　荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しがされた日（荷物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2　前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

3　荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人にその支払を請求し、又は供託した日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（連絡運輸又は利用運送の際の責任）

第二十八条　当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

（荷送人又は荷受人等の賠償責任）

第二十九条　荷送人又は荷受人は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りでありません。

附則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準引越運送約款の適用については、なお従前の例による。

標準鉄道利用運送約款（平成二年十一月二十九日運輸省告示第五百八十八号）
最終改正：令和六年八月三十日国土交通省告示第千百二十五号

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　利用運送契約
第一節　利用運送の申込み及び引受け（第三条－第十二条）
第二節　貨物の受取及び引渡し（第十三条－第二十二条）
第三節　運賃及び料金（第二十三条－第三十条）
第四節　事故及び指図（第三十一条－第三十四条）
第五節　責任（第三十五条－第四十四条）
第三章　附帯業務等（第四十五条－第四十九条）

第一章　総則

（事業の種類等）
第一条　当社は、鉄道運送事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）が行う貨物の運送又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の運送に係る次の貨物利用運送事業を行います。
第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する事業をいう。）
第二種貨物利用運送事業（同法同条第八項に規定する事業をいう。）
２　当社は、前項の事業に附帯する業務を行います。

（適用範囲）
第二条　当社の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項は、法令又は一般の慣習によります。ただし、この約款に定めのない事項であって鉄道（軌道を含む。以下同じ。）による運送に係るものについては、その鉄道運送に適用される法令、その鉄道運送事業者の定めた約款その他の規則及びその鉄道運送において行われている慣習によります。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　利用運送契約

第一節　利用運送の申込み及び引受け

（受付日時）
第三条　当社は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
２　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（利用運送の順序）
第四条　当社は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、鉄道の輸送上の事由その他正当な事由があるときは、この限りではありません。

（利用運送の申込み）
第五条　当社に貨物の利用運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した利用運送申込書を提出しなければなりません。
一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
二　貨物の品名、重量又は容積及び個数並びに荷造りの種類及び記号
三　荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
四　集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時
五　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）
六　作成年月日
七　発駅及び着駅
八　鉄道運送の取扱種別
九　運賃、料金（第二十五条に規定する積込料又は取卸料、第二十六条に規定する待機時間料、第四十五条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、諸掛金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法
十　次に掲げる場合は、その旨
イ　貨物の車両又は鉄道の車両への積込み又は取卸しを委託するとき。
ロ　第二十五条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するとき。
ハ　第四十五条第一項に規定する附帯業務を委託するとき。
ニ　貨物の着扱店留置その他特別の取扱いを請求するとき。
ホ　着地の取扱店を指定するとき。
ヘ　運送保険契約を締結するとき。

ト　損傷その他貨物に異状があるとき。
チ　免責特約があるとき。
十一　その他必要な事項
2　前項において、当社が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。）による利用運送の申込み方法を定めているときは、前項の利用運送申込書の提出に代えて、当該利用運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該利用運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）
第六条　当社は、前条第一項の利用運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した利用運送引受書を交付します。
一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時
二　運賃、料金等の額
2　当社は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の利用運送引受書の交付に代えて、当該利用運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当社は、当該利用運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）
第七条　当社は利用運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。
2　当社は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
3　当社は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところと異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をします。
4　当社が第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）
第八条　当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。
一　当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。
二　申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
三　当該利用運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
四　当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
五　天災、鉄道の輸送事情の逼迫その他のやむを得ない事由があるとき。

（荷造り）
第九条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離、鉄道運送の取扱種別等に応じて、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。
2　当社は、荷造りが十分でない貨物であっても、当社が他の貨物に対して損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造不備による当該貨物の損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

（外装表示等）
第十条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当社が、必要がないと認めたときは、この限りではありません。
一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二　品名
三　個数
四　その他貨物の取扱いに必要な事項
2　荷送人は、当社が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（貴重品及び危険品についての特則）
第十一条　荷送人（第六条第一項の利用運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）は、貴重品については、第五条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貨物が貴重品である旨及び価額その他の必要な事項を利用運送申込書に明記しなければなりません。
2　荷送人は、危険品については、第五条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貨物が危険品である旨を明告するとともに、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な事項を利用運送申込書に明記し、かつ、これらの事項を貨物の外部の見やすい箇所に表示しなければなりません。

３　前二項の貴重品及び危険品とは、それぞれ鉄道運送事業者の定める約款その他の規則による貴重品及び危険品をいいます。

（代替輸送）
第十二条　当社は、荷送人の利益を害しない限り、利用運送を引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送に変更することがあります。
２　前項の場合において、運送上の責任は、この約款に基づいて当社が負います。

第二節　貨物の受取及び引渡し
（受取及び引渡しの場所）
第十三条　当社は、利用運送申込書に記載された集貨先又は受取場所において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、利用運送申込書に記載された配達先又は引渡場所において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（積付け、積込み又は取卸し）
第十三条の二　貨物の積付けは、当社の責任においてこれを行います。
２　当社は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社の責任においてこれを行います。

（管理者等に対する引渡し）
第十四条　当社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
一　配達先が住宅の場合　その配達先における同居者又はこれに準ずる者
二　配達先が前号以外の場合　その管理者又はこれに準ずる者

（再配達）
第十五条　当社は、荷受人の不在その他当社が責任を負わない事由により、配達した貨物を持戻ったときは、荷受人の請求により、その者の費用において再配達します。
２　当社は、貨物を持戻ったときは、荷受人にその旨を通知します。

（留置権行使）
第十六条　当社は、着地において運賃、料金等の支払を受けるべき貨物については、その支払を受けた後でなければ、当該貨物の引渡しをいたしません。
２　当社は、商人である荷送人が弁済期にある運賃、料金等を支払わなかったときは、その荷送人との利用運送契約によって当社が占有する荷送人所有の貨物を留置することがあります。

（荷送人に対する指図の催告）
第十七条　当社は、荷受人を確知することができない場合には、遅滞なく荷送人に対し相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することができます。
２　当社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく荷受人に対し相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過後、さらに荷送人に対し前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることができます。
一　荷受人が着地において支払うべき運賃、料金等を支払わないとき。
二　荷受人が貨物の受取を拒み、又はその他の事由によりこれを受け取ることができないとき。

（着地において運賃、料金等の支払を受けるべき貨物の返還）
第十八条　当社は、着地において運賃、料金等の支払を受けるべき貨物であって、荷受人がその支払を行わない場合において、前条第二項に規定する指図を催告したのち、相当の期間を経過しても、当該貨物の引渡しを完了することができないときは、荷送人の負担において、荷送人に当該貨物を返還することができます。

（引渡不能貨物の寄託と通知）
第十九条　当社は、当社が責任を負わない事由により、貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人又は荷受人の負担をもって貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
２　当社は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に通知します。
３　当社は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉荷証券の発行があったときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
４　当社は、第一項の費用の弁済を受けるまで倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能貨物の供託）
第二十条　当社は、荷受人を確知することができない場合又は第十七条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することがあります。
２　当社が前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく荷送人又は荷受人にその旨を通知します。

3　前二項の規定は、第十七条第二項各号に掲げる場合について準用します。この場合において、前項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替えるものとします。

（引渡不能貨物の競売）

第二十一条　当社は、荷送人及び荷受人を確知することができない場合は、発駅及び着駅の営業所に次の各号に掲げる事項を公告した後三月を経過しても、なお、その権利者を知ることができないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は公告後三月以内でも競売することがあります。

一　発駅及び着駅

二　貨物の品名、荷姿及び数量

三　貨物の保管場所

四　公告後三月以内に申出がないときは競売する旨

五　公告者の氏名又は名称及び住所

2　当社は、第十七条第一項の指図を催告しても荷送人がその指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は催告しないでも競売することがあります。

3　当社は、第十七条第二項の指図を催告しても荷送人がその指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は催告しないでも競売することがあります。

4　当社は、第二項の規定により競売をしたときは荷送人に、前項の規定により競売をしたときは荷送人及び荷受人に、遅滞なくその旨を通知します。

5　当社は、第一項から第三項までの規定により競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等及び催告又は競売に要した費用に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を荷送人に請求し、余剰があるときは、その残額を供託します。

（引渡不能貨物の任意売却）

第二十二条　当社は、荷受人を確知することができない場合又は第十七条第二項各号に掲げる場合において、貨物が損敗しやすいものであって、前条の手続をとるいとまがないときは、荷送人又は荷受人の利益のために公正な第三者を立ち会わせて、当該貨物を売却することがあります。

2　前項の規定による売却には、前条第四項及び第五項の規定を準用します。

第三節　運賃及び料金

（運賃、料金等）

第二十三条　運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当社が別に定める運賃料金表によります。

2　前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受します。

3　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当社の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

（運賃、料金等の支払方法）

第二十四条　当社は、運賃、料金等については、利用運送の引受けをしたときに荷送人から申し受けます。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人からその概算額の前渡しを受け、確定後これを精算します。

3　当社は、第一項の規定にかかわらず、運賃、料金等を着払とすることを認めることがあります。ただし、貨物の価額が運賃、料金等を担保するに足りないものについては、着払の取扱いをいたしません。

（積込料又は取卸料）

第二十五条　当社は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

（待機時間料）

第二十六条　当社は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第四十五条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当社が別に定める料金を収受します。

（延滞料）

第二十七条　当社は、利用運送の引受けをしたときまで（着払の運賃、料金等にあっては、着地において荷受人に引渡しをしたときまで）に荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をした日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で延滞料を申し受けます。

（運賃請求権）

第二十八条　当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度

の損傷が生じたとき又は当社が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当社は、既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。
２　当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

（特別費用）
第二十九条　次の各号の一に該当する場合には、これに要した費用は荷送人又は荷受人の負担とします。
一　荷送人又は荷受人の指示により集貨先又は配達先を変更したとき。
二　第三十三条第一項の規定により荷送人の指図に応じたとき又は同条第二項の規定により運送経路又は運送方法を変更したとき。
三　その他当社が特別の負担をしたとき。

（中止手数料）
第三十条　当社は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、利用運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。
２　前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
一　利用運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき　当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内
二　利用運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき　当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内
三　利用運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき　当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

第四節　事故及び指図

（貨物の処分権）
第三十一条　荷送人は、当社に対して、利用運送の取消し、荷受人の変更、貨物の返送その他の処分を請求することができます。
２　前項の処分を請求しようとする者は、当社に対し書面による通知を行わなければなりません。
３　第一項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
４　当社は、第一項の規定にかかわらず、運輸上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、指図に応じないことがあります。
５　前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の払戻しと追徴）
第三十二条　当社は、前条第一項の処分に応じた場合は、その処分に応じて鉄道運送事業者等の定めた約款その他の規則に準じて、運賃、料金等の払戻しをし、又は追徴金を申し受けます。

（運送経路等の変更）
第三十三条　当社は、天災その他やむを得ない事由により、当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったときは、その処理について期限を定めて荷送人の指図を催告します。
２　前項の場合において、当社の定めた期限までに荷送人の指図がないとき、又は荷送人の指図をまついとまがないと認めたときは、荷送人の利益のために、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更することがあります。
３　当社は、前項の規定により運送経路又は運送方法を変更したときは、遅滞なく荷送人にその旨を通知します。

（危険品の処分）
第三十四条　当社は、第十一条第三項に定める危険品につき、同条第二項による明告及び明記がなかった場合において、運送上の危険を除去するため、その貨物の取卸し、一時留置その他の必要な処分をすることがあります。明告及び明記があった場合において、その貨物が他の貨物に損害を与えるおそれが生じたときも同様とします。
２　前項前段の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
３　第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五節　責任

（損害賠償責任）
第三十五条　当社は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失

若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又はその使用人その他当社が運送を委託した者がその貨物の受取、集配、積卸し、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2　前項の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物の滅失、損傷については、当該貨物が次の要件を満たし、かつ、当社が運送に関し通常払うべき注意義務を尽したことを証明したときは、当社に対し損害賠償の請求をしようとする者は、当社又は当社の使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一　荷送人が当該貨物をコンテナに詰めたとき。

二　コンテナの封印に異常がないとき。

（貴重品についての特則）

第三十六条　当社は、第十一条第三項に定める貴重品については、その種類及び価額の明告がないときは、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

一　利用運送契約の締結の当時、貨物が貴重品であることを当社が知っていたとき。

二　当社の故意又は重大な過失によって貴重品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（荷送人の申告等の責任）

第三十七条　当社は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、利用運送申込書の記載により又は荷送人の申告により利用運送引受書に品名、数量及び価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（利用運送申込書等の記載の不完全等の責任）

第三十八条　当社は、利用運送申込書又は外装表示若しくは荷札における記載が、不実、不正確又は不完全であったために生じた損害については、その責任を負いません。

2　前項の場合において、当社が損害を被ったときは、荷送人がその責任を負うものとします。

（免責）

第三十九条　当社は、次の事由による貨物の滅失、損傷又は延着については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷送人又は荷受人の故意、過失

二　貨物のきず、自然の消耗、虫食、鼠害

三　貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、変質、さびその他これに類似する事由

四　同盟罷業、同盟怠業、暴動、政治的又は社会的騒擾その他の事変、強盗

五　不可抗力による火災、風水害等

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開装、没収、抑留又は第三者への引渡し

（損害賠償額）

第四十条　当社が責任を負う事由により貨物が滅失又は損傷した場合は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額を限度として賠償します。

2　前項の場合において、滅失又は損傷のため支払うことを要しない運賃その他の費用は、賠償額より控除します。

3　第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

4　当社が責任を負う事由により貨物が延着した場合の損害賠償の額は、特約のある場合を除き、運賃、料金等の総額を限度とします。

（悪意又は重大な過失）

第四十一条　当社は、前条の規定にかかわらず、当社の悪意又は重大な過失により貨物が滅失、損傷又は延着したときは、一切の損害を賠償します。

（当社の責任の消滅）

第四十二条　貨物の損傷又は一部損失についての当社の責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。

2　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当社がその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

3　荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人が貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を発したときは、荷送人に対する当社の責任に係る第一項ただし書

の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

第四十三条　当社の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
２　前項の期間は、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができます。
３　荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当社の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（賠償に基づく権利取得）
第四十四条　当社が貨物の全部の価額を賠償したときは、その貨物に対する一切の権利は当社に帰属します。

第三章　附帯業務等

（附帯業務等及び附帯業務料）
第四十五条　当社は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当社の責任においてこれを行います。

（品代金取立ての追付等）
第四十六条　品代金取立ての追付又は取立代金の変更は、当該貨物の発送前にして、かつ、関係書類の発送前に限り、その取扱いをいたします。

（品代金取立料の払戻し）
第四十七条　当社は、品代金取立ての取扱いをした貨物に対し、荷送人が当該貨物の発送後、代金取立ての委託を取消した場合、又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により、代金の取立てが不能となった場合には、品代金取立料の払戻しをいたしません。

（付保）
第四十八条　利用運送の申込みに際し、当社の申出により荷送人が承諾したときは、当社は、荷送人の署名又は記名捺印をいただき、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。
２　保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（附帯業務等についての責任）
第四十九条　当社が附帯業務等を引き受けた場合における当社の責任については、第二章第五節（責任）の規定を準用します。

手荷物一時預かり約款

1.公示について
　取扱箇所にはこの約款を公示します。ご利用に関しては、この約款によるものとします。

2.お預かりできないもの
(1)　現金、貴重品、壊れやすい電子機器及び手荷物一時預かり利用者（以下、「利用者」という。）において貴重品と判断されるもの
(2)　死体、死骸
(3)　動物
(4)　鉄砲、刀剣類等の法律上保持できないもの及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの
(5)　盗難によって得られたもの
(6)　臭気を発するもの及び腐敗変質しやすいもの
(7)　不潔なもの及び保管場所(倉庫)を汚損、き損するおそれのあるもの
(8)　法律で所持、携帯を禁じられているもの
(9)　荷造りが不完全で保管に適さないもの
(10)　冷蔵又は冷凍保管が必要なもの
(11)　その他、保管に適さないと認められるもの

3.利用方法
(1)当社は、お預かりする手荷物に対して、お預かり証(半券)を発行します。
(2)当社は、手荷物の預入時に発行されたお預かり証(半券)の持参人に対してのみ、お預かり証(半券)を確認のうえ当該手荷物の引渡しを行います。
(3)前号の定めにしたがい手荷物の引渡しを行う場合には、当社は、お預かり証(半券)の持参人が当該手荷物の正当な受取人であるか否かを確認する義務を負いません。当社が正当な権利者であるか否かを確かめなかったことにより生じる損害に対し、当社は賠償の責に任じません。
(注)9 項(3)のとおり、お預かり証(半券)の紛失・盗用による場合、当社はその責を負いません。
(4)お預かり証(半券)を紛失した場合又は提出できない場合には、当社が当該手荷物の引渡請求人（原則として手荷物を預け入れた本人とします。）を正当な受取人であると認め、かつ、当社がその引渡請求人に当該手荷物を引き渡した結果当社が被るおそれのある一切の損失を補償する旨の保証を当該引渡請求人から得た場合に限り、当該手荷物を引き渡します。なお、引渡請求人に対して、本人確認書類その他必要な書類の提示又は提出を求める場合があります。

4.利用時間
　本サービスの提供時間は、当社が窓口で案内する時間とし、それを 1 日として設定するものとします。なお、利用者は、サービス提供時間外の手荷物の預入及び引取りを行うことはできません。

5.利用料金
(1)本サービスの料金及びその適用方法は、当社が窓口で利用者に案内する料金とし、当社が別途窓口で利用者に案内した場合を除き、一日のみ預かるものとします。
(2)当社は、利用者より手荷物を受け取る際に前項に定める料金を収受します。
(3)本サービスは、手荷物を預かった時点で、本項(1)の料金がかかるものとし、いかなる理由によっても収受した料金の返金（一部返金も含みます）は行いません。

6.保管方法
　手荷物預かり開始時の形状でお預かりします。
なお、形状の変容等保管に重大な支障が生じた場合は必要な措置をとることがあります。

7.保管期間と引取のない場合の処置
(1)当日預かりのみ取り扱い店舗
ア保管期間は預入日当日の営業終了時間までとします。保管期間を超えた場合、当社は保管の責を負わないものとします。
イ保管期間後 7 日を経過しても引取がない場合、その保管物の所有権その他一切の権利を放棄されたものとし、当社にて保管物の内容を確認の上、廃棄その他適切な処置をします。ただし、保管期間後 7 日を経過するまでに引取の申し出があったときは現状にて返却します。なお、返却にあたっては保管期間後の経過日数の利用料金に相当する延滞金を申し受けます。
ウ手荷物の保管及び返却について前ア・イに定めるところ以外には原則対応しません。なお、宅配対応する場合は別途料金を申し受けます。
エ 2 項のお預かりできないものに該当することが判明した場合及びその疑いがある場合には、廃棄その他必要な措置をとることがあります。
(2)日またぎ預かり取り扱い店舗
ア保管期間は営業日基準で預入日を含め 30 日を上限とし、受付時に利用者からの申告により決定します。保管期間を超えた場合、当社は保管の責を負わないものとします。
イ利用者は、前アに定める上限の範囲において保管期間の延長又は短縮を申し出ることができます。ただし、保管期間の延長にあたっては延長となる保管期間分の料金を申し受け、短縮にあたっては短縮となる保管期間分の料金は返金しません。
ウ保管期間後 7 日を経過しても引取がない場合、その保管物の所有権その他一切の権利を放棄されたものとし、当社にて保管物の内容を確認の上、廃棄その他適切な処置をします。ただし、保管期間後 7 日を経過するまでに引取の申し出があったときは現状にて返却します。なお、返却にあたっては保管期間後の経過日数の利用料金に相当する延滞金を申し受けます。
エ手荷物の保管及び返却について前ア・イ・ウに定めるところ以外には原則対応しません。なお、宅配対応する場合は別途料金を申し受けます。
オ 2 項のお預かりできないものに該当することが判明した場合及びその疑いがある場合には、廃棄その他必要な措置をとることがあります。

8.当社による責任
　保管中における保管物の紛失、滅却等が生じた場合、当社は当該保管物に対して賠償の責めに任じます。ただし、当社又は使用人の責めに帰すべき事由によらないときはこの限りではありません。

9.事故による責任
　次の各号の一による場合は、保管物に滅却又はき損等の損害を生じても当社は責任を負わないものとします。
(1)天災事変等の不可抗力によるもの
(2)司法権等の発動により関係官公署から保管物を押収又は証拠品として提出を求められた場合
(3)半券の紛失、盗用による場合
(4)手荷物の欠陥、自然の消耗、30 kg以上、老朽化等荷物固有の不具合に起因した破損、着脱式のキャスター等の突起物、若しくはストラップ、名札等の付属品の欠損、軽微な破損の場合
(5)その他当社の責めに帰さない場合

10.当社による責任で生じた場合の賠償額
　当社又は使用人の責めに帰すべき事由により保管物が滅却した場合は、申告価格又は 1 個 10 万円のいずれか低い額を限度とし時価により査定します。

11.利用者の賠償責任
　利用者の故意又は過失により、若しくは、この約款及びこれに基づいて定められている規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、その損害相当額の賠償金を申し受けます。

12.個人情報の取扱について
　利用者から個人情報の提供を受けた場合は、当該情報については、利用者への連絡及び保管物のお引渡しの手続きの目的以外では使用しません。また、保管物の引取完了後（引取りがない場合は保管期間後 7 日を経過した後）に、当該情報を廃棄するものとします。

13.言語
　本規約の原文は日本語（和文）とします。なお、英語その他の言語により本規約の翻訳文が作成され、当該翻訳文と和文との間で解釈に矛盾が生じた場合は、和文の解釈が優先します。

14.準拠法
　本規約は、日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

15.合意管轄
　本サービスまたは本規約に関して生じた紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

16.本規約の変更
　本サービスまたは本規約に関して、利用者の承諾を得ることなく、当社の判断にて規約の変更を行うことができるものとします。なお、本サービスの利用中に本規約の変更が行われた場合、個別の利用契約の成立時の規約が適用されるものとします。

制定：2025 年 8 月 1 日

ジェイアール東海物流株式会社

Terms and Conditions for Temporary Baggage Storage

1. Notice
This agreement will be posted at the location where it is handled. Use of the service shall be governed by this agreement.

2. Items that cannot be accepted for storage
(1) Cash, valuables, fragile electronic devices, and items deemed valuable by the user of the temporary luggage storage service (hereinafter referred to as “user”)
(2) Dead bodies and carcasses
(3) Animals
(4) Firearms, swords, and other items prohibited by law, as well as items that may be used for criminal purposes
(5) Items obtained through theft
(6) Items that emit odors or are prone to decay or deterioration
(7) Items that are unclean or may damage or contaminate the storage facility (warehouse)
(8) Items prohibited by law from being possessed or carried
(9) Items that are improperly packaged and unsuitable for storage
(10) Items that require refrigeration or freezing
(11) Other items deemed unsuitable for storage

3. Usage
(1) We will issue a receipt (half-ticket) for the luggage we expect for storage.
(2) We will only deliver the baggage to the person presenting the receipt (half-ticket) issued at the time of check-in after confirming the receipt (half-ticket).
(3) When delivering baggage in accordance with the preceding paragraph, we are not obligated to confirm whether the person presenting the receipt (half-ticket) is the rightful recipient of the baggage. We shall not be liable for any damages arising from our failure to verify whether the person is the rightful owner.
(Note) As stated in Item 9(3), we shall not be liable for any loss or theft of the receipt (half-ticket).
(4) If the receipt (half-ticket) is lost or cannot be presented, we will deliver the baggage only if we recognize the person requesting delivery (in principle, the person who deposited the baggage) as the rightful recipient and obtain a guarantee from that person that they will compensate us for any losses we may incur because of delivering the baggage to them. Please note that we may ask the person requesting delivery to present or submit identification documents or other necessary documents.

4. Hours of Operation
The hours of operation for this service are as announced at our counter and are set as one day. Please note that users cannot check in or pick up baggage outside of the hours of operation.

5. Usage Fees
(1) The fees for this Service and the method of their application shall be as notified by the Company to the User at the designated service counter. Unless otherwise separately notified by the Company at the counter, custody shall be limited to one day only.
(2) We will collect the fee specified in the preceding paragraph when receiving the luggage from the user.
(3) The fee specified in paragraph 1 of this article shall apply from the time the luggage is received, and no refunds (including partial refunds) shall be made under any circumstances.

6. Storage Method
Luggage shall be stored in the same condition as when it was received. However, if any changes in condition or other issues arise that significantly impair storage, necessary measures may be taken.

7. Storage Period and Measures in Case of Non-Collection
(1) Stores that only accept same-day storage
A. The storage period shall be until the end of business hours on the day of deposit. If the storage period is exceeded, the Company shall not be liable for storage.
B. If the baggage is not collected within seven days after the storage period, the owner shall be deemed to have abandoned all rights to the baggage, and the Company shall confirm the contents of the baggage and dispose of it or take other appropriate measures. However, if a request for pickup is made within seven days after the storage period has expired, the items will be returned as is. In addition, a late fee equivalent to the usage fee for the number of days that have passed after the storage period will be charged for the return.
C. We will not respond to requests for storage and return of luggage other than those specified in A and B above. In addition, a separate fee will be charged for delivery service.
D.If it is determined that an item falls under the category of items that cannot be stored as specified in Section 2, or if there is suspicion that it does, we may take necessary measures such as disposal.
(2) Stores that accept overnight storage
A.The storage period is based on business days, with a maximum of 30 days including the day of deposit and is determined at the time of acceptance based on the user's declaration. If the storage period is exceeded, we shall not be liable for storage.
B. Users may request an extension or shortening of the storage period within the maximum period specified in A. However, for extensions, we will charge a fee for the extended storage period, and for shortenings, we will not refund the fee for the shortened storage period.
C. If the item is not collected within 7 days after the storage period, we will consider the ownership and all other rights to the item to have been abandoned, and after confirming the contents of the item, we will dispose of it or take other appropriate measures. However, if a request for pickup is made within seven days after the storage period has expired, the items will be returned as is. In addition, a late fee equivalent to the usage fee for the number of days that have passed after the storage period will be charged for the return.
D. We will not respond to requests for storage and return of luggage other than those specified in A, B, and C above. In addition, a separate fee will be charged for delivery service.
E.If it is determined that an item falls under the category of items that cannot be stored as specified in Section 2, or if there is suspicion that it does, we may dispose of it or take other necessary measures.

8. Our Liability
In the event of loss or destruction of stored items during storage, we shall be liable for compensation for such items. However, this does not apply if the loss or destruction was not caused by our negligence or that of our employees.

9. Liability for Accidents
In the following cases, we shall not be liable for any damage, such as destruction or damage, to stored items.
(1) Cases caused by force majeure, such as natural disasters
(2) Cases where stored items are seized or requested to be submitted as evidence by relevant government agencies due to the exercise of judicial authority, etc.
(3) Cases of loss or theft of tickets
(4) Damage caused by defects in the luggage, natural wear and tears, damage caused by the luggage itself due to weight exceeding 30 kg, deterioration, protruding parts such as detachable casters, or damage to accessories such as straps or name tags, or minor damage
(5) Other cases not attributable to our company

10. Compensation amount in cases where liability lies with our company
If stored items are destroyed due to reasons attributable to our company or its employees, compensation will be assessed based on market value, with the declared value or 100,000 yen per item, whichever is lower.

11. User's liability for compensation
If our company suffers damage due to the user's intentional or negligent acts, or due to the user's failure to comply with this agreement and the provisions established based on it, we will request compensation for the amount equivalent to the damage.

12. Handling of personal information
If we receive personal information from the user, we will not use such information for any purpose other than contacting the user and handling the procedures for the delivery of stored items. Furthermore, after the stored items have been collected (or seven days after the storage period has expired if they are not collected), we will dispose of such information.

13. Language
The original text of these Terms and Conditions shall be in Japanese (Japanese text). If a translation of these Terms and Conditions is created in English or other languages, and there is a discrepancy in interpretation between the translation and the Japanese text, the interpretation of the Japanese text shall take precedence.

14. Governing Law
These Terms and Conditions shall be governed by and construed in accordance with Japanese law.

15.Jurisdiction
Any disputes arising from the Service or this Agreement shall be subject to the exclusive jurisdiction of the Nagoya District Court as the court of first instance.

16. Amendment of These Terms and Conditions
We may amend these Terms and Conditions at our discretion without obtaining the consent of users. However, if these Terms and Conditions are amended during the use of the Service, the Terms and Conditions in effect at the time of the conclusion of the individual service agreement shall apply.

Enacted: August 1, 2025

JR Tokai Logistics Co., Ltd.

行李寄存条款

1.公示事项
本条款将在办理地点进行公示。使用本服务时，将依据本条款进行。

2.禁止寄存的物品
(1)现金、贵重物品、易损电子设备以及行李寄存用户（以下简称“用户”）认为属于贵重物品的物品
(2)尸体、尸骸
(3)动物
(4)枪支、刀剑等法律禁止持有之物品及可能用于犯罪之物品
(5)盗窃所得之物品
(6)散发异味及易腐烂变质之物品
(7)不洁之物品及可能污染或损坏保管场所（仓库）之物品
(8)法律禁止持有或携带之物品
(9)包装不完整且不适合储存的物品
(10)需要冷藏或冷冻储存的物品
(11)其他被认定为不适合储存的物品

3.使用方法
(1)本公司将对托运的行李发行托运凭证（半券）。
(2)本公司仅向持有托运行李时签发的托运行李收据（半券）的人员，在确认该收据后交付相应托运行李。
(3)在按照前款规定交付托运行李时，本公司无需确认托运行李收据（半券）持有人是否为该托运行李的合法受领人。因本公司未确认是否为正当权利人而导致的损害，本公司不承担赔偿责任。
(注) 根据第 9 项(3)的规定，若因托运行李收据（半券）的遗失或被盗用而导致的损害，本公司不承担责任。
(4)若托运行李收据（半券）遗失或无法提交，本公司仅在满足以下条件时交付该托运行李：本公司认定该托运行李的交付请求者（原则上为托运行李的本人）为合法收件人，且该交付请求者向本公司提供保证，承诺赔偿因交付该托运行李而可能给本公司造成的任何损失。此外，我们可能会要求领取人出示或提交身份证明文件及其他必要文件。

4. 服务时间
本服务的时间以本公司窗口公告的时间为准，并以一天为单位设定。此外，用户不得在服务时间外办理行李的寄存及领取手续。

5.使用费用
(1)本服务的费用及其适用方式，以公司在指定服务柜台告知用户的内容为准。除非公司在柜台另行通知，否则寄存期限仅限一天。
(2)本公司在接收用户行李时收取前项规定的费用。
(3)本服务自接收行李时起即产生本条第 1 项规定的费用，无论何种原因均不退还已收取的费用（包括部分退还）。

6.保管方法
行李将以存放时的原状接收。
若因形状变异等原因导致保管出现重大障碍，本公司可采取必要措施。

7.保管期限及未领取时的处理
(1)仅当日保管的门店
(a)保管期限至保管当日营业结束时间为止。超过保管期限后，本公司不承担保管责任。
(b)保管期限结束后 7 日仍未领取时，视为放弃该保管物的所有权及其他一切权利，本公司将确认保管物内容后进行废弃或其他适当处理。但若在保管期限届满后 7 日内提出领取申请，将按原状返还。返还时将收取相当于保管期限届满后经过日数对应的使用费的滞纳金。
(c)除前款(a)及(b)规定外，原则上不处理行李的保管及返还事宜。若需提供宅配服务，将另行收取费用。
(d)若发现物品属于第 2 项所述无法保管的物品，或存在此类疑虑时，本公司可能采取废弃或其他必要措施。
(2)跨日保管业务办理门店
(a)保管期限以营业日为基准，自存入日起算，上限为 30 日，具体期限由用户在办理时申报确定。若超过保管期限，本公司不承担保管责任。
(b)用户可在前项规定的上限范围内申请延长或缩短保管期限。但延长保管期限时需收取延长期间的保管费用，缩短保管期限时则不退还缩短期间的保管费用。
(c)保管期限结束后 7 日仍未领取时，视为用户已放弃该保管物品的所有权及其他一切权利，我司将确认保管物品内容后进行废弃或其他适当处理。但若在保管期限届满后 7 日内提出领取申请，则按现状返还。返还时将收取相当于保管期限届满后经过日数对应的保管费用的滞纳金。
(d)关于行李的保管及返还，除前款 A、B、C 规定外，原则上不予处理。若需提供宅配服务，将另行收取费用。
(e)若发现物品属于第 2 项所述无法保管的物品，或存在此类嫌疑时，本公司可能采取废弃或其他必要措施。

8. 本公司的责任
若在保管期间发生保管物品的丢失、损毁等情况，本公司将对该保管物品承担赔偿责任。但若非因本公司或其员工的过失所致，则不在此限。

9. 事故责任
因下列各号情形导致保管物品灭失或损坏等损害时，本公司不承担责任
(1)天灾人祸等不可抗力原因
(2)因司法机关等行使职权，相关政府机关要求扣押保管物品或作为证据提交时
(3)半券遗失、被盗用等情形
(4)因行李本身缺陷、自然磨损、重量超过 30 公斤、老化等行李固有问题导致的损坏，或因可拆卸式轮子等突起物、背带、名牌等附件的缺失或轻微损坏
(5)其他非本公司责任的情形

10.因我公司责任导致的赔偿金额
若因我公司或其员工的过失导致保管物品灭失，将以申报价格或每件 10 万日元中较低者为限，按时价进行评估。

11.用户的赔偿责任
若因用户故意或过失，或未遵守本条款及基于本条款制定的规定，导致我公司遭受损失，将要求用户赔偿相应损失金额。

12. 个人信息处理
若从用户处获取个人信息，该信息仅用于与用户联系及办理保管物品交还手续之目的，不得用于其他用途。此外，在保管物品交还完成后（若未交还，则在保管期限结束后 7 日）将销毁该信息。

13.语言
本条款的原文为日语（日文）。若以英语或其他语言制作本条款的翻译文本，且该翻译文本与日文版本在解释上存在矛盾时，以日文版本的解释为准。

14.适用法律
本条款适用日本法律，并根据日本法律进行解释。

15.管辖法院
因本服务或本协议产生的任何争议，均以名古屋地方裁判所为第一审的专属管辖法院。

16.本协议的变更
关于本服务或本协议，本公司可在未经用户同意的情况下，根据自身判断对协议进行变更。此外，若在使用本服务期间发生协议变更，则适用个别使用合同成立时的协议条款。

制定：2025 年 8 月 1 日

JR 东海物流株式会社

○　標準トランクルームサービス約款

改正令和６年７月31日国土交通省告示第1044号

倉庫業法（昭和３１年法律第１２１号）第８条第３項の規定に基づき、標準倉庫寄託約款（トランクルームサービスに係るものに限る。）を次のように定め、昭和６１年８月１日から適用する。

標準トランクルームサービス約款

目次

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　契約の締結等（第７条－第１１条）
第３章　寄託物の引渡し（第１２条－第１４条）
第４章　寄託物の保管（第１５条－第２１条）
第５章　寄託物の返還（第２２条・第２３条）
第６章　引取のない寄託物の処置（第２４条・第２５条）
第７章　寄託物の損害保険（第２６条－第２８条）
第８章　賠償責任（第２９条－第３８条）
第９章　料金の支払等（第３９条－第４２条）

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　この約款は、別表に掲げる物品（以下「特定物品」といいます。）の寄託であつて、その保管がトランクルームサービス（特定物品の保管を恒常的に行う事業をいいます。）として行われるものに適用されます。

２　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

（営業日時）

第２条　当社は、営業日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

２　前項の営業日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（庫入れ、庫出しその他の作業）

第３条　寄託を受けた特定物品（以下「寄託物」といいます。）の庫入れ、庫出しその他の作業は、当社が行います。

（書面による意思表示）

第４条　当社は、寄託者が当社に対し通知、指図その他の意思表示を行う場合は、書面により行うことを要求することができます。

（通知、催告）

第５条　当社が寄託申込書に記載された寄託者の住所（第１０条第１項の通知があつた場合は、当該通知のあつた住所）にあてて通知又は催告を行つた場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（業務上受領する金銭の利息）

第６条　当社は、業務上受け取つた金銭に対しては、利息を付しません。

第２章　契約の締結等

（寄託引受けの拒絶）

第７条　当社は、次の理由がある場合は、寄託の引受けを拒絶することができます。

(1)　寄託の申込みがこの約款によらないものであるとき。

(2)　特定物品が危険品、変質又は損傷しやすい物品、荷造りの不完全な物品その他保管に適さない物品と認められるとき。

(3)　次条２項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。

(4)　特定物品の保管に必要な施設がないとき。

(5)　特定物品の保管に関し特別の負担を求められたとき。

(6)　特定物品の保管が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

(7)　その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託価額）

第８条　寄託物の寄託価額は、寄託物の寄託の申込み時における価額とします。

２　前項の規定にかかわらず、寄託者は、寄託の申込み時において、当社と協議の上、相当と認められる価額を寄託価額とすることができます。

（寄託申込書）

第９条　寄託者は、特定物品の寄託に際し、当該特定物品に関して次の事項を記載した寄託申込書を、記名押印の上、当社に提出しなければなりません。

(1)　寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号

(2)　品名及び数量

(3)　荷造りされているときは、その荷造りの種類及び種類ごとの数量

(4)　寄託価額

(5)　保管方法を定めたときは、その方法

(6)　保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その保管又は荷役上の注意事項

(7)　引渡しを行う日

(8)　第２６条第１項の火災保険に付すことを不要とするときは、その旨

(9)　その他保管又は荷役に関し必要な事項

２　当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため、又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するために生じた損害については、賠償の責任を負いません。

（寄託申込書の記載事項の変更等）

第１０条　寄託者は、前条第１項第１号に掲げる事項若しくは寄託申込書に押印した印鑑（以下単に「印鑑」といいます。）を変更した場合又は印鑑を失つた場合は、遅滞

なく当社に対し通知しなければなりません。

2　寄託者は、前条第１項第２号から第９号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ当社に対しその変更を申し出なければなりません。

（契約の解除）

第１１条　当社は、次の事由がある場合は、契約を解除することができます。

(1)　第７条第２号から第６号までの各号の一に該当することが明らかになつたとき。

(2)　寄託者が約定のとおり寄託物の引渡しを行わないとき。

(3)　寄託者が次条第１項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。

(4)　第１３条の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。

2　当社は、営業を廃止し、又は休止しようとする場合は、契約を解除することができます。この場合にあつては、解除日の３月以前にその旨を予告するものとします。

3　当社は、寄託者の申し出により寄託物について倉荷証券を発行使用とする場合は、契約を解除します。

4　寄託者が当社に寄託物を引き渡した後、当社が第１項又は第２項の規定により契約を解除した場合は、寄託者は、遅滞なく、保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金を支払い、寄託物を引き取らなければなりません。

5　当社は、第１項又は第３項の規定により契約を解除した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

6　当社は、第２項の規定により契約を解除した場合であつて、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

第３章　寄託物の引渡し

（引渡し時における寄託物の内容の検査）

第１２条　当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託申込書に記載された寄託物の品名、数量又は保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。

2　当社は、寄託者の同意を求めるいとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。

3　当社は、第１項の規定により検査を行つた場合で寄託者の立会いがなかつたとき又は前項の規定により検査を行つた場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨及び検査の結果を通知します。

4　当社は、第１項又は第２項の規定により検査を行つた場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異ならないときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。

5　寄託者は、第１項又は第２項の規定により検査を行つた場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

（引渡し時における寄託価額の変更）

第１３条　当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託価額が不相当であると認めた場合は、寄託者との協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

（受取証の交付）

第１４条　当社は、寄託物の引渡しを受けた場合は、寄託者にその受取りを証する書面（以下「受取証」といいます。）を交付します。

２　受取証には、当社の名称、住所及び電話番号並びに第９条第１項各号の事項を記載します。

３　寄託者は、受取証を失つた場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

４　受取証は、譲渡し、又は担保に供することができません。

第４章　寄託物の保管

（保管方法）

第１５条　当社は、寄託物をその引渡しを受けた時の荷姿のまま当社が定めて明示した方法により保管します。

（再寄託）

第１６条　当社は、寄託物の保管に必要な施設がないことその他やむを得ない事由がある場合は、寄託者の同意を得て、当社の費用において、他の倉庫業者に寄託物を再寄託することができます。ただし、同意を求めるいとまがない場合は、寄託者の同意を得ないで再寄託することができます。

２　前項ただし書の規定により他の倉庫業者に再寄託した場合は、当社は、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

（保管期間）

第１７条　寄託物の保管期間（第１１条第１項から第３項までの規定により契約を解除する場合を除き、当社が寄託者に対し解約を申し入れることができない期間をいいます。以下同じ。）は、寄託者が寄託物を引き渡す日として約した日から起算して３か月とします。

２　寄託物の保管期間は、寄託者から解約の申入れがない限り自動的に更新されます。更新後の保管期間は、３か月とします。

３　当社は、次の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、保管期間の更新を拒絶できます。この場合において、当社は、保管期間の満了日の１週間以前にその旨を予告するものとします。

(1) 保管料、荷役料その他の費用、立替金又は延滞金が、当社が定めて通知した日までに支払われないとき。

(2) 次条第２項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。

(3) 寄託者が第１９条第１項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。

(4) その他寄託者がこの約款に反したとき。

４　前項の事由が前項の予告の後保管期間の満了日までの間になくなつた場合は、保管期間は更新されます。

５　当社が第３項の規定により更新を拒絶した場合は、保管期間の満了と同時に、当社が寄託者に対し解約を申し入れたものとみなします。

６　寄託者は、第３項の規定により更新を拒絶された場合は、遅滞なく、保管料、荷役 料

その他の費用、立替金及び延滞金を支払い、当該寄託物を引き取らなければなりま せん。

7　当社は、第３項の規定により更新を拒絶した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

（保管中の寄託価額の変更）

第１８条　寄託者は、寄託物の価額に著しい変動があつた場合は、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければなりません。

２　当社は、寄託物の寄託価額が不相当と認められるに至つた場合は、寄託者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

（保管中の寄託物の内容の検査）

第１９条　当社は、その保管期間中、寄託申込書に記載された寄託物の品名、数量又は保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。

２　当社は、寄託者の同意を求めるいとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。

３　当社は、第１項の規定により検査を行つた場合で寄託者の立会いがなかつたとき又は前項の規定により検査を行つた場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨及び検査の結果を通知します。

４　当社は、第１項又は第２項の規定により検査を行つた場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異ならないときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。

５　寄託者は、第１項又は第２項の規定により検査を行つた場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

（寄託物の出し入れ、点検等）

第２０条　寄託者は、当社の立会いのもとに、寄託物の出し入れ、点検又は保存に必要な処置を行うことができます。この場合において、寄託者は、受取証及び印鑑を当社に提出しなければなりません。

２　当社は、寄託者が寄託物の出し入れを行つた場合は、当該出し入れによる寄託物の品名、数量及び寄託価額の変更について寄託者に申告を求めることができます。

３　当社は、寄託者が行つた寄託物の出し入れ、点検又は保存に必要な処置により、寄託物又はその梱包若しくは収納器がき損した場合は、その旨を受取証に記載します。

４　当社は、やむを得ない場合は、寄託者が寄託物の出し入れ、点検又は保存の処置を行う日時を指定することができます。

（保管不適寄託物の処置）

第２１条　当社は、次の事由がある場合は、寄託者に対して、相当の期間を定めて必要な処置を行うように催告することができます。

(1)　寄託物が変質、き損等により保管に適さなくなつたと認められるとき。

(2)　寄託物が倉庫又は他の寄託物に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

２　寄託者は、前項の催告を受けた場合は、遅滞なく必要な処置を行わなければなりません。
３　寄託者が当社の定めた期間内に前項の催告に応じない場合又は当社が催告をするいとまがない場合は、当社は、寄託物の廃棄その他の必要な処置を行うことができます。
４　前２項の処置に要した費用は、寄託者の責に帰すべき事由に基づく場合は、寄託者の負担とします。
５　第３項の処置を行つた場合は、当社は、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

第５章　寄託物の返還

（返還手続）

第２２条　寄託者は、寄託物の返還を受けようとする場合は、受取証に氏名その他必要事項を記入し、印鑑を押印した上で、これを当社に提出しなければなりません。

（返還の拒絶）

第２３条　当社は、保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けるまでは返還の請求に応じないことができます。
２　寄託者は、前項の規定による留置の期間中は、保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。
３　当社は、第１項の規定により返還の請求に応じない場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

第６章　引取りのない寄託物の処置

（引取りの請求）

第２４条　当社は、第１１条第４項又は第１７条第６項の規定による寄託物の引取りが行われない場合は、寄託者に対し、当社が指定する日までに寄託物を引き取ることを請求することができます。
２　前項の請求を書面により行う場合は、当社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができます。
３　当社は、第１項の規定により指定した日を経過した後は、寄託物に生じた損害については、賠償の責任を負いません。

（寄託物の処分）

第２５条　当社は、寄託者が寄託物を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は当社の過失なくして寄託者を確知することができない場合であつて、寄託者に対して期限を定めて寄託物の引取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から３か月を経過した後は、寄託者に対し予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。ただし、寄託物が腐敗又は変質するおそれがあるものである場合は、寄託者に対し予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。
２　当社は、前項の規定により処分した場合は、寄託者に対し遅滞なくその旨を通知します。
３　当社は、第１項の規定により売却した場合は、その代価から保管料、荷役料その他

の費用、立替金及び延滞金並びに売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを寄託者に返還し、不足があるときは寄託者に対しその支払を請求します。

第７章　寄託物の損害保険

（保険の付保）

第２６条　当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために寄託物を当社が適当とする保険者の次に掲げる損害をすべててん補する火災保険に付します。ただし、他の倉庫業者に再寄託した寄託物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者に当社が付補した場合と同様の火災保険に付するものとします。

(1) 火災による損害
(2) 落雷による損害
(3) 破裂又は爆発による損害
(4) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水又は溢水による損害
(5) 当社又はその使用人の作業上の過失による事故によつて生じたき損の損害
(6) ねずみ喰いの損害
(7) 盗難によつて生じた盗取、き損又は汚損の損害

２　当社が前項の規定により寄託物について締結する火災保険契約の保険金額は、寄託物の寄託価額とします。

３　寄託物の火災保険に関する事項は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（損害てん補額の決定）

第２７条　寄託者は、寄託物がり災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければなりません。

２　前項の決定をするに当たつて、寄託者と保険者との間で協議が整わない場合は、当社は、保険者と協議の上決定することができます。

（火災保険の支払手続）

第２８条　寄託者は、当社を経由して火災保険金の支払を受けなければなりません。

第８章　賠償責任

（責任の始期及び終期）

第２９条　当社の寄託物に関する責任は、当社が寄託者から寄託物の引渡しを受けた時に始まり、寄託者が当社から寄託物を引き取つた時に終わります。

（当社の賠償責任と挙証）

第３０条　当社は、当社又はその使用人が寄託物の保管又は荷役に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、寄託物の滅失又はき損により生じた損害について賠償の責任を負います。

（再寄託物に対する責任）

第３１条　当社は、第１６条の規定により他の倉庫業者に寄託物を再寄託した場合においても、この約款に基づき、当該寄託物について当社が自ら保管した場合と同様の責任を負います。

（免責事由）

第３２条　当社は、次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。
(1) 寄託物の性質、欠陥若しくは自然の消耗又は荷造りの不完全
(2) 虫害
(3) 戦争、事変、暴動、強盗又は同盟罷業若しくは同盟怠業
(4) 地震、津波、高潮、大水又は暴風雨
(5) 徴発又は防疫
(6) 全各号に掲げるものの他抗拒若しくは回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為
２　当社は、前項の損害であつても、特別の設備を有することその他の事由により賠償の責任を負うことを約した場合は、その責任を負うものとします。
（賠償額）
第３３条　当社は、寄託物の滅失又はき損により生じた損害を賠償します。
２　前項の損害の額が寄託価額を超える場合は、損害の額は、寄託価額であるものとみなします。
（責任の特別消滅事由）
第３４条　寄託物の一部滅失又はき損による損害についての当社の責任は、寄託物を引き取つた日から１週間以内に寄託者から当社に対し当該寄託物に一部滅失又はき損があった旨の通知が発せられない限り消滅します。
２　前項の規定は、当社が、寄託物の返還に際して当該寄託物に一部滅失又はき損が生じていることを知つていた場合は、適用しません。
（時効）
第３５条　寄託物の一部滅失又はき損による損害についての当社の責任は、寄託者は当社より寄託物を引き取つた日から１年を経過したときは、時効により消滅します。ただし、当社がその損害を知つていた場合は、この期間は５年とします。
２　寄託物の全部滅失による損害についての当社の責任は、当社が寄託者に対して滅失があつた旨の通知をした日から５年を経過したときは、時効により消滅します。
（寄託者の賠償責任）
第３６条　寄託者は、寄託物の性質又は欠陥により当社に与えた損害については、賠償の責任を負わなければなりません。ただし、寄託者が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつた場合又は当社がこれを知つていた場合は、この限りではありません。
（引渡し遅延による保管料相当額の支払）
第３７条　寄託者は、寄託物を引き渡す日として約した日に引き渡さなかつた場合は、その日から引渡しを行つた日の前日まで又は契約を解除した日までの当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。
（引取り遅延による保管料相当額の支払）
第３８条　寄託者は、第１１条第４項又は第１７条第６項に規定する寄託物の引取りが行われない場合は、当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

第９章　料金の支払等

（料金の支払）

第３９条　寄託者は、当社が国土交通大臣に届け出た保管料及び荷役料並びにその他の料金を、当社が定めて通知した日までに支払わなければなりません。

（延滞金）

第４０条　寄託者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払のあつた日まで年利６パーセントの割合で延滞金を支払わなければなりません。

（料金の変更）

第４１条　当社は、国土交通大臣に届け出た保管料を変更した場合は、変更された日の属する期から、新料金により請求します。

（滅失寄託物の料金の負担）

第４２条　当社は、寄託物が滅失した場合は、滅失した日までの料金を寄託者に請求することができます。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合は、当該保管期間に係る保管料については、この限りではありません。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成１３年１月６日から施行する。

（施行期日）

１　この告示は、平成１９年１０月１日から施行する。

別表（第１条第１項関係）

次に掲げる物品であつて、商品として販売されないもの。

(1) たんす、書棚、ベツド、じゆうたん、台所用品、食器その他の家具類

(2) 冷暖房機器、音響機器、２輪車その他の家庭用機器類

(3) ピアノ、運動具、玩具その他の楽器・娯楽用品類

(4) 和服、洋服、身の回り品その他の衣服類

(5) 毛皮コート、毛皮えり巻きその他の毛皮製品

(6) 絵画、彫刻、書跡、陶磁器、漆工品、骨とう品その他の美術工芸品・収集品

(7) 貴金属製装身具、宝石、真珠その他の貴重品

(8) 複写機、タイプライタ、コンピユータ、キヤビネツト、金庫その他の事務用機器類

(9) 事務文書、帳簿、図面その他の文書・書籍類

(10) 磁気テープ、磁気デイスク、フイルム、レコードその他の記録媒体類

(11) その他前各号に掲げる物品に準ずるもの

○標準倉庫寄託約款（乙）

令和八年国土交通省告示第三百五十一号

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫（第九条―第十四条）
第三章　在庫証明書（第十五条）
第四章　受寄物の保管（第十六条―第二十三条）
第五章　受寄物の出庫（第二十四条―第二十八条）
第六章　引取りのない受寄物の処置（第二十九条―第三十二条）
第七章　受寄物の損害保険（第三十三条―第三十七条）
第八章　受寄物の損害賠償（第三十八条―第四十八条）
第九章　保管料、荷役料、手数料等（第四十九条―第五十二条）
特約条項（第一条―第十条）

第一章　総則

（本約款の適用）

第一条　当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

２　この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

第二条　当会社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する。

２　前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。

（庫入、庫出その他の作業）

第三条　貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当会社が行う。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

（附帯業務等）

第四条　当会社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当会社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。

２　当会社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別

途費用を請求することができる。

（書面による意思表示）

第五条　当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当会社で定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。

（通知、催告）

第六条　寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

2　当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条に定める方法により行うことができる。

（動産譲渡登記の通知）

第七条　寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当会社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当会社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。

2　前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。

（業務上受領する金銭の利息）

第八条　当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫

（寄託引受けの制限）

第九条　当会社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。

一　当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。

二　当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他の保管に適しない貨物と認められるとき。

三　当該貨物の保管に適する設備（自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。）がないとき。

四　当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。

五　当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

六　寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七

号）第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。

七　当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。

八　その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第十条　寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）を提出しなければならない。

一　貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造りの種類並びに記号・規格

二　危険物（少量危険物を含む。）であるときは、その旨

三　寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四　保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

五　貨物の寄託申込み当時の価額

六　貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

七　その他必要な事項

2　前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。

3　当会社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

4　当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（寄託価額）

第十一条　受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込みに際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡しを受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

（寄託契約の成立と貨物の引渡し）

第十二条　当会社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

2　前項の場合において、当会社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。

3　当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。

4　前項の場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。

（寄託承諾の取消し及び寄託契約の解除）

第十三条　当会社が寄託の申込みを承諾し、又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。

一　第九条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

二　前条第一項による貨物の引渡しがなされなかったとき。

三　当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。

四　寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。

2　寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

3　当会社は、第一項により承諾の取消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。

4　当会社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

（受寄物の検査）

第十四条　当会社は、入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。ただし、当会社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。

2　前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるいとまのないときは、その限りでない。

第三章　在庫証明書

第十五条　当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。

2　在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。

3　前二項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。

第四章 受寄物の保管

（保管方法）

第十六条　当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。

2　当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

（面積建保管）

第十七条　当会社は、寄託者と別段の特約をしたときは、当該寄託者のために、庫内の全部又は一部の面積を対象とする面積建保管をすることができる。

2　寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当会社が受寄物の庫入庫出に際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第十条第四項の規定を準用する。

（再寄託）

第十八条　当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

（混合保管）

第十九条　当会社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。

2　当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

3　前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

（保管期間）

第二十条　受寄物の保管期間は、三月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

2　前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。

3　第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の変更）

第二十一条　寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、当会社に対し、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。

2　当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適貨物の処置）

第二十二条　当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者は遅滞なく処置をしなければならない。

一　受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。

二　受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

三　その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。

2　寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は当会社が催告をするいとまがないときは、当会社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。

3　前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

（見本の摘出、寄託物の点検、保存）

第二十三条　寄託者が、寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、入庫情報、在庫情報その他の当会社が指定した事項を書面で当会社に提出しなければならない。

2　前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。

3　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、その旨を必要な書面に記載するか、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。

4　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

第五章　受寄物の出庫

（出庫手続）

第二十四条　寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面を当会社に提出しなければならない。

2　前項の場合において、寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該者は、当該書面を提出したものとみなす。

3　当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と第一項の規定と異なる特約をすることができる。

（出庫の拒絶）

第二十五条　当会社は、保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合において、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

2　前項の場合において、受寄物の留置期間中の保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金は、寄託者の負担とする。

（出庫の一時拒絶）

第二十六条　当会社は、停電その他のやむを得ない事情により、施設又は装置の機能に支障があるときは、出庫を一時拒絶することができる。

（一部の出庫の拒絶）

第二十七条　当会社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

（出庫手続済寄託物の引取りと出庫書類の流通禁止）

第二十八条　寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

2　当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡し、又は担保に供することができない。

第六章　引取りのない受寄物の処置

（引取りの請求）

第二十九条　当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取りを請求することができる。

2　前項の請求は、一定の日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

（供託）

第三十条　寄託者が寄託物を受け取ることを拒み、若しくは受け取ることができないとき又は当会社の過失なくして寄託者を確知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。

2　前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。

（競売）

第三十一条　当会社は、前条第一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法（昭和五十四年法律第四号）に定める手続により競売することができる。

2　前項の規定により受寄物を競売したときは、 遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。

（任意売却）

第三十二条　当会社は、第三十条第一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないとき、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却又は処分することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

一　受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

二　受寄物が損敗するおそれがあるとき。

2　当会社は、過失なくして寄託者を確知することができないときは、前項と同様にこれを任意に売却又は処分することができる。

3　当会社は、前二項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金並びに任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

第七章　受寄物の損害保険

（火災保険の付保）

第三十三条　当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために、受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付する。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付するものとする。

2　受寄物の火災保険に関する事項は、全て当会社（再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第三十五条まで同じ。）と保険者との特約による。

3　当会社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。

（火災保険金額及び一部出庫による減額）

第三十四条　当会社が前条第一項の規定により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。

2　火災保険に付した受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

（損害てん補額の決定）

第三十五条　寄託者は、寄託物が罹災した場合に、罹災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当会社の承認を得なければならない。

2　前項の決定をするにあたって、寄託者に異議があって保険者と協議が整わないときは、当会社は、保険者と協議決定することができる。

（火災保険金の支払手続）

第三十六条　寄託者は、当会社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。

（告知義務違反等による損害の負担）

第三十七条　寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず、又は不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。

第八章　受寄物の損害賠償

（責任の始期及び終期）

第三十八条　当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡しを受けたときに始まり、受寄物の引渡しをしたときに終わる。

2　当会社は、受寄物の引渡しをした後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。

（賠償事由及び挙証責任）

第三十九条　寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

2　前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

（再寄託物の責任）

第四十条　当会社は、第十八条の規定により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。

（免責事項）

第四十一条　次に掲げる損害については、当会社は、その責任を負わない。

一　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、原子力事故、戦争、事変、暴動、サイバー攻撃、パンデミック、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは

欠陥、荷造りの不完全、防疫その他の抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害

二　第三十五条の規定により決定された損害てん補額を超える火災による損害及び寄託者の申し出によって火災保険に付さなかった受寄物の火災による損害

三　寄託者に対して行う引取りの請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

（内容不検査貨物に対する免責）

第四十二条　当会社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と寄託申込書、貨物受取書、入庫通知書その他の当該受寄物に係る書面の記載内容との不一致については、責任を負わない。

（賠償額の算定）

第四十三条　受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

2　前項以外の損害に対する当会社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。

（損害受寄物に関する権利の取得）

第四十四条　当会社が、滅失又は損傷した受寄物について、寄託者が算定した滅失又は損傷前におけるその受寄物の価額の全部を寄託者に賠償したときは、当会社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

2　当会社は、前項に基づいて権利を取得した受寄物について、売却、廃棄その他の任意の方法で処分することができる。

3　寄託者は、前項の処分に関連して発生した費用について、当会社に対して請求することができない。

（引渡しによる責任の消滅）

第四十五条　当会社は、寄託者（寄託者の代理人（受領に係るものに限る。）を含む。）が留保しないで寄託物を受け取った後は、保管料等の受領の有無にかかわらず、その貨物の損害について責任を負わない。

（寄託者の賠償責任）

第四十六条　寄託者は、第十条第四項の場合において、当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠陥により生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負

わなければならない。

（引取遅延による損害）

第四十七条　寄託者が第十三条第二項により引き取るべき貨物の引取りが遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

第四十八条　当会社が寄託の申込みを承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡しのあった日まで又は予約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

第九章 保管料、荷役料、手数料等

（料金の支払い）

第四十九条　寄託者は、当会社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を当会社の定めた日又は第二十条の保管期間満了の日までに支払わなければならない。

2　寄託者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当会社へ支払わなければならない。

一　第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

二　私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他の法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。

三　自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき。

四　支払停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。

五　事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。

六　合併によらないで解散したとき。

七　本約款の規定に著しく違反したとき（本約款の規定に違反し、当会社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。）。

八　寄託物を全量出庫しようとするとき。

（延滞金）

第五十条　寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

（料金の変更）

第五十一条　当会社は、料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（滅失受寄物の料金の負担）

第五十二条　当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

特　約　条　項

当会社は、保税蔵置場に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

（寄託に関する提出書類）

第一条　寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

（入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等）

第二条　寄託者は、次の各号に掲げる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

一　保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき。

二　外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入れ又は保存に必要な行為をするとき。

三　外国貨物を保税蔵置場から出庫するとき。

四　日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱いを要するとき。

2　前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

3　前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱いについて必要な手続は、寄託者において行うものとする。

（保管期間）

第三条　当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者からの保税蔵置期間の延長請求に対しては、これを拒絶することができる。

（輸入手続完了後の受寄物）

第四条　寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

2　当会社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。

3　当会社は、第一項により引取りがなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

（収容貨物の料金）

第五条　寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

（収容貨物の公売等）

第六条　収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

2　前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。

（収容解除手続）

第七条　寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。

（関税の提供）

第八条　寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

（延滞金）

第九条　寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。

（免責事項）

第十条　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

一　税関が行う検査、収容その他の税関が行う措置により受寄物に関し生じた損害

二　税関の収容後、公売その他の諸手続により寄託者の受けることのある損害